様式第１号（第５条関係）

花巻市学校給食申込書

花巻市長　様

記入日　　　　年　　月　　日

学校給食費負担者（保護者・職員等）

 〒　　　－

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　自宅　　　　－　　　　－

携帯等　　　－　　　　－

　学校給食の提供を受けたいので、花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第５条第１項の規定により、下記の注意事項及び承諾事項に同意のうえ学校給食を申し込みます。

|  |
| --- |
| 児　童　生　徒　・　職　員　等 |
| 学校名等 | 小学校・中学校学校給食センター | 学年・組（どちらかに☑） | □　　新１年生 |
| □　　年　　組 |
| フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 年　月　日 |
| 住　　所①の記入、又は②を○ | ①　〒　　　　－ | ②学校給食費負担者と同じ |

【注意事項】

１　この申込書は、児童生徒又は職員１人につき１枚ずつ記入し、学校又は学校給食センターに提出してください。

２　学校給食費を口座振替で納付するときは、花巻市公金口座振替依頼書及び申込書に必要事項を記入し、取扱金融機関に提出してください。「学校給食費納付通知書」で納付するときは、「支払方法届出書兼還付金口座指定届」を学校又は学校給食センターに提出してください。「学校給食費納付通知書」は、別途お送りします。

３　この申込書の有効期間は、特に申し出のない限り、花巻市立中学校を卒業（市外への転校等）するまで、職員は市外転勤するまで継続されます。

４　申込書の記載事項に変更が生じたときは、「花巻市学校給食申込変更届」を提出してください。

５　食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用の牛乳又は学校給食の全ての提供を受けることができないときは、学校又は学校給食センターに相談してください。

６　転出や食物アレルギー等により学校給食を止めるときは「学校給食停止（再開）届」、傷病等により連続して５日以上学校給食の提供を受けることができないときは「学校給食欠食届」を学校又は学校給食センターに提出してください。届出は、停止又は再開をする日並びに欠食する日の５日前までに学校又は学校給食センターに提出してください。学校又は学校給食センターが受理した日の翌日から起算して５日目以降が学校給食費に反映されます。届出が遅れると減額や返金をすることができない場合があります。

７　納期限までに納付がないときは、督促状が発付され、督促手数料100円が発生します。また、未納日数に応じ、遅延損害金（法定利率による。）を徴収します。

８　滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を執る場合があります。

【承諾事項】

１　花巻市から学校給食費滞納についての説明を求められたときは、その求めに応じます。

２　自宅電話等にて私（学校給食費負担者）に連絡がつかないときは、家庭訪問に応じます。また、事前の連絡無しに家庭訪問を実施する場合についても同様に応じます。

３　花巻市が私（学校給食費負担者）及び同一生計世帯員の住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費の債権管理に必要な範囲において情報を調査し使用するとともに、関係する花巻市の組織間で共有することに承諾します。

様式第１号（第５条関係）

記入例

花巻市学校給食申込書

花巻市長　様

記入日　　年　　月　　日

児童生徒、職員等１人につき１枚記入し提出

学校給食費負担者（保護者・職員等）

 〒025-0000

住　　所　　花巻市花城町12345

フリガナ　　ハナマキ　タロウ

氏　　名　　花巻　太郎　　　　 　　㊞

電話番号　自宅　0198－00－0000

現時点の在籍状況を記入

職員は記入不要

携帯等090－0000－0000

　学校給食の提供を受けたいので、花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第５条第１項の規定により、下記の注意事項及び承諾事項に同意のうえ学校給食を申し込みます。

|  |
| --- |
| 児　童　生　徒　・　職　員　等 |
| 学校名等 | 小学校・中学校花巻学校給食センター | 学年・組（どちらかに☑） | □　　新１年生 |
| ☑　１年　２組 |
| フリガナ | ハナマキ　ハナオ | 生年月日 |
| 氏　　名 | 花巻　花男 | 平成24年４月５日 |
| 住　　所①の記入、又は②を○ | ①　〒　　　　－ | ②学校給食費負担者と同じ |

【注意事項】

１　この申込書は、児童生徒又は職員１人につき１枚ずつ記入し、学校又は学校給食センターに提出してください。

２　学校給食費を口座振替で納付するときは、花巻市公金口座振替依頼書及び申込書に必要事項を記入し、取扱金融機関に提出してください。「学校給食費納付通知書」で納付するときは、「支払方法届出書兼還付金口座指定届」を学校又は学校給食センターに提出してください。「学校給食費納付通知書」は、別途お送りします。

職員の氏名と住所は、自署するか、「同上」の記載も可。

３　この申込書の有効期間は、特に申し出のない限り、花巻市立中学校を卒業（市外への転校等）するまで、職員は市外転勤するまで継続されます。

４　申込書の記載事項に変更が生じたときは、「花巻市学校給食申込変更届」を提出してください。

５　食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用の牛乳又は学校給食の全ての提供を受けることができないときは、学校又は学校給食センターに相談してください。

６　転出や食物アレルギー等により学校給食を止めるときは「学校給食停止（再開）届」、傷病等により連続して５日以上学校給食の提供を受けることができないときは「学校給食欠食届」を学校又は学校給食センターに提出してください。届出は、停止又は再開をする日並びに欠食する日の５日前までに学校又は学校給食センターに提出してください。学校又は学校給食センターが受理した日の翌日から起算して５日目以降が学校給食費に反映されます。届出が遅れると減額や返金をすることができない場合があります。

７　納期限までに納付がないときは、督促状が発付され、督促手数料100円が発生します。また、未納日数に応じ、遅延損害金（法定利率による。）を徴収します。

８　滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を執る場合があります。

【承諾事項】

１　花巻市から学校給食費滞納についての説明を求められたときは、その求めに応じます。

２　自宅電話等にて私（学校給食費負担者）に連絡がつかないときは、家庭訪問に応じます。また、事前の連絡無しに家庭訪問を実施する場合についても同様に応じます。

３　花巻市が私（学校給食費負担者）及び同一生計世帯員の住民基本台帳記載事項や市民税課税状況等、学校給食費の債権管理に必要な範囲において情報を調査し使用するとともに、関係する花巻市の組織間で共有することに承諾します。